別添３－６

社会的養護関係施設第三者評価

内容評価基準

判断基準、評価の着眼点

評価基準の考え方と評価の留意点

（児童心理治療施設版）

目　次

[Ａ－１　こどもの最善の利益に向けた治療・支援 1](#_Toc80624854)

[Ａ－１－（１）こどもの尊重と最善の利益の考慮 1](#_Toc80624855)

[Ａ①　Ａ－１－（１）－①　一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取組で実践されている。 1](#_Toc80624856)

[Ａ②　Ａ－１－（１）－②　こどもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。 4](#_Toc80624857)

[Ａ③　Ａ－１－（１）－③　こどもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。 6](#_Toc80624858)

[Ａ④　Ａ－１－（１）－④　こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。 8](#_Toc80624859)

[Ａ－１－（２）　こどもの意向への配慮や主体性の育成 10](#_Toc80624860)

[Ａ⑤　Ａ－１－（２）－①　日常生活のあり方について、こども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。 10](#_Toc80624861)

[Ａ⑥　Ａ－１－（２）－②　こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。 13](#_Toc80624862)

[Ａ－１－（３）　こどもの権利擁護・支援 15](#_Toc80624863)

[Ａ⑦　Ａ－１－（３）－①　こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 15](#_Toc80624864)

[Ａ⑧　Ａ－１－（３）－②　こどもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。 18](#_Toc80624865)

[Ａ－１－（４）　被措置児童虐待の防止等 21](#_Toc80624866)

[Ａ⑨　Ａ－１－（４）－①　こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 21](#_Toc80624867)

[Ａ－２　生活・健康・学習支援 23](#_Toc80624868)

[Ａ－２－（１）　食生活 23](#_Toc80624869)

[Ａ⑩　Ａ－２－（１）－①　食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。 23](#_Toc80624870)

[Ａ－２－（２）衣生活 26](#_Toc80624871)

[Ａ⑪　Ａ－２－（２）－①　こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 26](#_Toc80624872)

[Ａ－２－（３）住生活 28](#_Toc80624873)

[Ａ⑫　Ａ－２－（３）－①　居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。 28](#_Toc80624874)

[Ａ⑬　Ａ－２－（３）－②　発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。 30](#_Toc80624875)

[Ａ－２－（４）　健康と安全 32](#_Toc80624876)

[Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 32](#_Toc80624877)

[Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 34](#_Toc80624878)

[Ａ－２－（５）性に関する支援等 36](#_Toc80624879)

[Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　こどもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。 36](#_Toc80624880)

[Ａ－２－（６）　学習支援、進路支援等 38](#_Toc80624881)

[Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 38](#_Toc80624882)

[Ａ－３　通所支援 41](#_Toc80624883)

[Ａ－３－（１）　通所による支援 41](#_Toc80624884)

[Ａ⑱　Ａ－３－（１）－①　施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。 41](#_Toc80624885)

[Ａ－４　支援の継続性とアフターケア 43](#_Toc80624886)

[Ａ－４－（１）　親子関係の再構築支援等 43](#_Toc80624887)

[Ａ⑲　Ａ－４－（１）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。 43](#_Toc80624888)

[Ａ⑳　Ａ－４－（１）－②　こどもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。 46](#_Toc80624889)

# Ａ－１　こどもの最善の利益に向けた治療・支援

# Ａ－１－（１）こどもの尊重と最善の利益の考慮

# Ａ①　Ａ－１－（１）－①　一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取組で実践されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取組で実践されている。  ｂ）一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取組で実践されているが、十分ではない。  ｃ）一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取組で実践されていない。 |

評価の着眼点

□自立支援計画に、こどもの課題の解決に向けて福祉、心理、医療、教育の連携による総合的治療・支援方針が策定され、支援が行われている。

□職員が日々の治療・支援について振り返り、こどもの最善の利益の観点から、必要に応じて助言を受けられる環境や相互研鑽ができる体制が整い、実施されている。

□個々のこどもに心理治療担当を配置し、必要に応じて個別心理療法および集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を実施している。

□精神科的医療ケアの必要なこどもに対して必要に応じて、児童精神科医等の診療を実施している。

□重篤なケースについては、入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、児童心理治療施設の特徴である総合環境療法（日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・ 支援）を踏まえた多職種連携の取組で実践されていることを評価します。

（２）趣旨・解説

○運営指針の総論「２．社会的養護の基本理念と原理」に照らした評価です。こどもの最善の利益を目指した治療･支援を行うために、職員一人一人が倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たねばなりません。

○受容的・支持的かかわりを基本としながらも、こどもの意向に沿うことが結果としてこどもの利益につながらない場合があることも踏まえ、場面に応じて毅然とした対応をとり、適切な方向に導くことが大切です。

○児童心理治療施設の役割は、治療・支援であり、自立支援計画には基本的に治療計画を含みます。児童心理治療施設における治療は総合環境療法に基づいて行われるため、心理部門だけではなく生活や学校の職員とも密接に連携して方針を策定する必要があります。

○施設の治療・支援の考え方の基本を明示することが必要です。個別心理療法などの特別なかかわりだけではなく、日常生活、学校生活等を含めて治療・支援をどのように考えるかは、施設によって異なります。施設の治療・支援の考え方によって、自立支援計画における治療方針の示し方も異なってきます。

○こどもの状態に応じた方法や頻度で治療・支援が行われることが必要です。適切な心理治療とは面接室で行われる狭義の心理面接だけでなく、生活の場での心理的な支援も含まれます。

○衝動性のコントロール不良や解離症状を示す、精神科的治療を必要とするこどもは増えています。医師がこども集団の様子など施設の状況を十分に把握したうえで、治療することが望まれます。

（３）評価の留意点

○治療・支援の方針が、具体的に策定されているか自立支援計画から確認します。

○アセスメントや治療・支援の方針及びその変更が、すべての職員に共有されているか記録で確認します。

○こどもの尊重（最善の利益）について、職員の共通理解を確かめたり、意見交換を図る機会や場が持たれているかを、会議録や研修記録、ＳＶ（コンサルテーション）の記録等によって確認します。

○心理治療、集団治療、心理検査などが適切な方法、必要な頻度で行われているか記録や聞き取りなどで確認します。

○こども集団の様子など施設の状況をよく理解し、職員と連携をとることができる医師が治療を行っているかを確認します。

○こどもが精神科等に入院する際の連携や退院後の連携について、確認します。

○外部の医療機関と連携しているかを聞き取りなどから確認します。

○治療・支援の方針は、こどもや保護者等に説明して同意を得るよう努力していることが重要です。

○適切な治療・支援は、面接室で行われる狭義の心理面接だけではなく、生活の場での心理的な支援も当然含まれます。施設の治療・支援の基本的な考え方によって、おのずと自立支援計画の示され方も異なってきます。

# Ａ②　Ａ－１－（１）－②　こどもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。  ｂ）こどもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）こどもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□こどもから相談を受けたり生活場面でのことについて、個別に話し合ったりする機会や一緒に活動する時間を確保している。

□施設生活において多種多様な生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的、総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。

□個々のこどもの発達段階や課題に応じて、日課は出来るだけ柔軟に対応している。

□つまずきや失敗の体験を大切にし、行動上の問題等があった場合も背景にある心理的課題の把握に努め、自己を向上発展させるための態度が身に付けられるよう支援している。

□問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していける力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、こどもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、こどもの発達段階や課題を考慮した支援について、具体的な取組とそれらに対する職員のかかわりを評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設における生活支援は、心理治療や医療、教育と連動しながら行うことで、総合環境療法の土台をなすものです。

○施設における支援は、生活する場所が安全であることをこどもが意識できるようにすることが大前提であり、その上でこどもとの信頼関係を構築することが不可欠です。そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることになります。

○また、支援に当たっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、こどもの個別性に十分配慮したかかわりが求められます。

○こどもの健全な自己の成長や問題解決能力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積むための機会を確保することが必要です。特に自分の意見が認められる体験や大切にされる体験は自己肯定感や意欲を高めます。

○つまずきや失敗を受け止め、こどもとともに解決していこうとする職員の姿勢が大切です。

（３）評価の留意点

○アセスメントに基づいた具体的な生活支援の目標を把握したうえで、個別な時間をもつなど、信頼関係を構築しようとする職員の姿勢が認められるかを聞き取りなどから確認します。

○こどもの成長を援助するような多様な体験をする機会が用意されているかを聞き取りを通して確認します。

○個々のこどもの発達段階や課題を理解したうえで、支援の方法を考えているかを記録や聞き取りなどから確認します。

○私物の管理や確認について、プライバシーの配慮、こどもの意向を尊重する内容の手続き手順を定めて行っているかを確認します。

# Ａ③　Ａ－１－（１）－③　こどもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。  ｂ）こどもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）こどもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くような支援を行っていない。 |

評価の着眼点

□大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をする体験などを通して、経済観念や店員とのやり取りなど地域生活に必要なスキルが身につくよう支援している。

□小遣いの使途については、こどもの自主性を尊重し、計画的な使用等金銭の自己管理ができるよう支援している。

□発達段階に応じて、電話の応対、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。

□地域での生活を見据えて、発達段階に応じて一人で病院や、市役所、図書館、郵便局などの公共機関、交通機関を利用するなど、様ざまな生活技術を学ぶプログラムを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、地域で生活することを見据えて、こどもの発達段階に応じて金銭の管理や、使い方など経済観念の確立をはじめ、公共機関、交通機関を利用するなどの様ざまな生活技術の習得に向けた支援について、施設の取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設では、ネグレクトの状態で育ったために一般的な生活感覚を身につけられず、金銭の使い方なども身に付いていないこどもが多くいます。

○職員と一緒に買い物に行き、予算に合わせて良い物を選んだり、欲しいものを我慢したりすることを実際に経験して、生活感覚を身に付けることが必要です。

○医師に頼れず、自分の状態をうまく訴えられなかったり、医師の説明を理解できないこどもも多い。うまく医療に頼れるように支援することが必要です。

○ネットやSNSなどの環境になじみ、被害にあわないように支援することは、現在では必須になっています。

（３）評価の留意点

○こどもが社会化していくために、様ざまな生活技術が習得できるような種々の機会を施設が用意しているかを、書面や職員への聞き取りから確認します。

○経済観念の確立に向けては、それぞれのこどもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を具体的な体験をもとに習得していけるように、個別の買い物の機会を設けているか等を、書面や職員への聞き取りから確認します。

○受診に際して、自分から症状を伝えることができるようになるために、看護師などから受診の様子を確認します。

○SNSやインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。

○こどもの発達段階や課題に応じて、リービングケアの段階で自立支援計画に生活技術の習得が盛り込まれているかを確認します。

# Ａ④　Ａ－１－（１）－④　こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。  ｂ）こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、対応しているが十分ではない。  ｃ）こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応していない。 |

評価の着眼点

□行動上の問題があるこどもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激等の要因、人的・物的環境との因果関係を分析し治療・支援を行うとともに、自分の意思を伝えるための適切な方法を学ぶ機会を設けている。

□行動上の問題のあるこどもについて、その特性等をあらかじめ職員間で情報の共有化をはかり連携して対応できるようにしている。

□こどもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲のこどもの安全を図っている。

□自傷他害の危険性が極めて高いと判断されるなど、こどもの安全確保等のために他に取るべき方法がなく、こどもの最善の利益になる場合に限り、マニュアルに基づいて行動等の制限が最小限の範囲で行われ、その記録が残されている。

□行動等を制限するケアについて、具体的な例を示して職員に周知するとともに、こどもに知らせ、こどもが納得できない場合、苦情解決制度やその他の方法を用いて改善を求めたり意見を述べることができることを知らせている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題がある場合の対応や日常的な取組について評価します。その中でも、こどもの安全を確保する等の理由により、やむを得ずこどもの行動等を制限する場合の施設における取組を、特に意識して評価します。

（２）趣旨・解説

○さまざまな背景や特性をもつこどもたちが行動上の問題やトラブルを起こすことは、予め予測しておく必要があり、その予防的支援と共に、起こったときの対応について検討しておくことが重要です。

○行動上の問題は、こどもの入所目的や成長課題と深く関係していることが少なくないため、現象的なとらえ方だけではなく、アセスメントを基に、個別支援計画などを見直しながら、支援を検討することが必要です。

○また、こどもたちの心身が傷つかないように、早期対応やこども集団の力動を考えて、その場から引き離すなどの物理的対応も必要です。

○こどもの行動の自由等の規制やプライバシーの制約などについては、安全確保上、他に取るべき方策がない場合で、かつ、こどもの最善の利益につながる場合のみに限って、マニュアル等に沿って適切に行われなければいけません。

（３）評価の留意点

○こどもの行動上の問題に対しては、こどもの状況や背景、問題の原因について十分な検討を行っているか、ケース検討記録などにより確認します。

○また、行動上の問題のあるこどもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化しているか、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行い、自立支援計画や日常的な支援に反映しているかを確認します。

○行動上の問題に対して、こどもの心身を傷つけずに対応するための技術やチームでの対応方法など適切な支援技術を習得できるようにしているかを研修記録などから確認します。

○当該のこどもだけではなく、周囲のこどもの安全を図る具体的な配慮についても職員から聞き取り、評価します。

○行動等の制限がやむを得ず行われた場合には、必要であった事情・状況や、実施した内容、また、こどもの様子等が克明に記録されているかを、記録上で確認します。

○行動等の制限については、その意味や手順、手法、注意点などについて具体的に示されたマニュアルが整えられているか確認し、こどもや保護者にも十分わかるように説明されているかを書面で確認します。

# Ａ－１－（２）　こどもの意向への配慮や主体性の育成

# Ａ⑤　Ａ－１－（２）－①　日常生活のあり方について、こども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）日常生活のあり方について、こども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。  ｂ）日常生活のあり方について、こども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）日常生活のあり方について、こども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□こどもが自分および自分たちの生活がより良くなるように考える機会（個人面談、こども会など）をさまざまに用意している。

□活動、行事等の参画について、こども一人ひとりの選択を尊重し、自発的な参加となるように支援し、日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

□こども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内のこども会、ミーティング等）を実施し、こどもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。

□こどもが主体的に小集団活動、行事の企画・運営に関わることができる。

□活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、こどもの主体性を育てるために、日常生活や活動、行事に関してこどもが考え、それが反映される仕組みがあるか、また、こどもが行事等の企画・運営などの機会を通して、主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設には、自分の思いが大切にされたと思える経験が少なく、自分の思いで生活を変えられると思っていないこどもが多くいます。「どうせ変わらない」と諦めの気持ちが強いため、将来より良く生きていきたいという思いも弱く、治療に対する動機づけや期待も弱いこどもが多くいます。

○その子の思いが大切にされる機会として、活動に参加するかどうかという選択の機会を与えることが大切です。そのような支援を通して、「私が考え、選ぶ」という主体性が育ち、その先に、他のこどもも関わる行事などの企画、生活のルールを考えるような取組が実を結びます。

○こどもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえ、治療や支援の改善に向けた取組を行うこと。また、こども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設生活の改善に向け積極的に取り組んでいくことが求められます。

○定期的な意向調査のみならず、日常的な何気ない会話の中からでも、課題の発見やこどもの意向を汲み取るよう努めることが大切です。

○評価においては、主体性を育てるためのこのような支援の仕組みができているかを評価することになります。

（３）評価の留意点

○こども自身が生活について考え、活動等の参加を選択する機会として、面談などを行っているかを、記録、職員の聞き取りなどで確認します。

○こども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内のこども会、ミーティング等）が整備されているか、実際にこどもの意見が反映されているかを、こども会、自治会、こどもからの要望などに関する規定や記録、聞き取り等で確認します。

○日常生活上のさまざまなルールについて、こどもの意見がどのように取り入れられているか、その仕組みと過去の具体例の聴取や、検討会議、こども(自治)会の記録などから確認します。

○こどもの自主的活動では、自己表現力、自律性、責任感などが培われるよう、必要な支援が行われているか確認します。

# Ａ⑥　Ａ－１－（２）－②　こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。  ｂ）こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援しているが、十分ではない。  ｃ）こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援していない。 |

評価の着眼点

□施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

□社会生活の規範等守るべき約束ごとを理解できるようこどもに説明し、それらを尊重した行動をとるよう支援している。

□外出や買い物など社会的ルールを習得する機会を設けている。

□普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度やこどもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへのこどもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

（２）趣旨・解説

○適切な養育を受けられず、目の前のことで精一杯の状況で育ってきたこどもは他者への配慮や社会的ルールに対する意識が希薄になりがちです。

○児童心理治療施設のルールは他のこどもたちと一緒に暮らしていくためだけではなく、そのこども自身の安全・安心感を培うためにも必要です。

○日々の生活の中で具体的に皆と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを学ぶ必要があります。

（３）評価の留意点

○施設内のルールの説明が適切にされているか、ルールに関してこどもたちの話し合いの場が設定されているか記録などで確認します。

○施設生活のルール等について定めた「生活のしおり」や「ルールブック」等が、こどもの意向を配慮して作成されているか確認します。

○ソーシャルスキルトレーニング等、こどもの発達段階や課題に応じた支援の工夫が行われているか確認します。

○外出など社会的ルールを習得する機会が十分用意されているかを確認します。

# Ａ－１－（３）　こどもの権利擁護・支援

# Ａ⑦　Ａ－１－（３）－①　こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。  ｂ）こどもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。  ｃ）こどもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点

□こどもの権利擁護について、施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

□こどもに権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた治療・支援が実施されている。

□こどもとの関わりが得られない親の対応に、適切な親権の行使として未成年後見制度などの活用を視野に入れた支援を行っている。

□権利擁護に関する取組について職員が具体的に学習や検討する機会を定期的に設けている。

□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

□こどもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

□こどもの保護のために、児童虐待防止法１２条の「面会等の制限等」を適切に行使している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、こどもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するために施設としての基本的な考え方や方針が明示され、それに基づく規程・マニュアル等に即したこども自身を権利の主体として尊重した治療・支援への取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○自分から声を上げられないこどもの権利を保障するための取組は重要です。

○こどもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○そのため、こどもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。

○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することがこどもの権利擁護をはかるためには大切です。

○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○社会的養護関係施設では、こどもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所しているこどもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。

○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。

○権利擁護の観点から、こどもの意見表明の機会を確保していくことは重要です。令和４年児童福祉法改正により、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）がこどもの意見表明を支援する事業（意見表明等支援事業）が都道府県の事業として位置付けられました。このような事業を活用しこどもの意見表明を支援していくことが重要です。

（３）評価の留意点

○こどもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに、こどもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○こどもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。

○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○こどもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、こどもの双方から聞き取りにより確認します。

○こどもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他のこどもへの配慮はどのようにしているかを聴取します。

○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。

# Ａ⑧　Ａ－１－（３）－②　こどもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。  ｂ）こどもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）こどもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□定期的にこどもの状態に応じて権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料を使用して日常生活の中で起こる出来事を通して、守られる権利についてこどもたちに説明している。

□日々の生活や行事等で、こどもが助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。

□施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などの問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、起こった場合の早期対応についてこどもや職員に周知している。

□施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、権利等について、こどもの能力・状態に応じて、理解しやすいように説明する機会を、折に触れて持つよう努めているか、さらに他者への権利侵害であるいじめや暴力等の防止と、発生した場合の対応策について施設で取り組んでいるかどうかを評価します。

（２）趣旨・解説

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深めていることが必要です。

○不適切な養育を受けたこどもは、権利について意識することは少なく、自己評価を高めて成長していくためにも、こどもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。

○職員が日常的にケアの視点として、こどもの権利を尊重していることが大切です。

○治療・支援を行うには、日常生活の中で安心感を持てることが前提となります。施設の生活が、暴力やいじめ等の人権侵害がない安全な環境を整えるために、大人もこどもも権利侵害をしないこと、させないことを宣言し、共有していることが重要です。

○施設内のこども間の暴力、いじめ、差別など職員が把握していない水面下で起きる場合も少なくないことから、日常的にこどもたちの力関係や支配・被支配関係が生じていないか等について注意を払い、早期発見・早期対応が必要です。

○自分の身に起こったり、見たり聞いたりしたときには、躊躇なく相談したり助けを求めることができる窓口や職員、伝えやすい仕組みなど、こどもたちが利用しやすいように工夫されている必要があります。

○特に、被虐待のこどもは、加害を加害として、被害を被害として感じることが難しくなっている場合もあるため、人権侵害や自分や相手を守ることについての意識化が重要です。

（３）評価の留意点

○こどもの権利意識を高めるための取組として、どのようなことが行われているか、職員、こども双方から聞き取りにより確認します。

○こどもの発達段階や課題に応じて、権利等についてこどもが理解できるように説明し、話し合う機会が持たれているか、生活記録、こども会の記録その他で確認します。

○施設内でこども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識について施設全体に徹底するための取組を具体的に評価します。生活のしおりやこどもの権利ノート、ルールブックなどについて確認します。

○権利ノートの配布・説明は、どのように行われているか。また、どのような形で活用されているか。こども双方から聞き取りにより確認します。

○こどもが躊躇なく相談でき、助けを求められる仕組みや相手について、工夫し、周知しているかを聞き取りなどにより確認します。

○問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について点検を行うとともに、起こった場合の早期対応についてこどもや職員に周知しているかどうかも確認します。

○日頃から職員が、人権意識を持ち、こども一人一人への配慮や丁寧な接し方を行い、こどもたちの模範となる行動を行っているかを聞き取りやアンケート結果などから確認します。

# Ａ－１－（４）　被措置児童虐待の防止等

# Ａ⑨　Ａ－１－（４）－①　こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。  ｂ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。  ｃ）不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。 |

評価の着眼点

□不適切なかかわりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。

□会議等で取り上げる等により不適切なかかわりが行われていないことを確認している。

□不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。

□不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、こどもに周知している。

□不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。

□被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設においてこどもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○施設は、こどもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。

○研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。

○また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。

○不適切なかかわりの具体例を示し、こどもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、こどもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。

○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員やこどもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。

○なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

（３）評価の留意点

○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

# Ａ－２　生活・健康・学習支援

# Ａ－２－（１）　食生活

# Ａ⑩　Ａ－２－（１）－①　食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。  ｂ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を行っているが、十分ではない。  ｃ）食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。 |

評価の着眼点

□こどもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進し、皆と一緒の食卓で楽しく食べられることを目指して一人で食べることから始めるなど、プロセスを踏むことが保障されている。

□温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。

□こどもの年齢やこどもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。

□食に関する課題のあるこどもへの具体的な取組を行っている。

□陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事をおいしく食べられるように工夫している。

□定例的にこどもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。

□こどもの発達段階や課題に応じて食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。

□郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしたり、外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組に加え、こどもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活へのこどもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。

（２）趣旨・解説

○施設としての食育に関する基本的な考え方を確かめます。

○栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができるような環境づくりがなされているかを聞き取りなどから確認します。

○食事は、こどもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりのこどもに配慮することが大切です。

○従来、食事はこどもの身体づくりの面が重視されてきましたが、こどもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。

○食事の時間は、こどもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。

○児童心理治療施設には、食べ物に対するこだわりがあるこどももおり、偏食などへの指導も心理治療的な観点から考慮する必要があります。

○また、食器洗いや配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得することに向けた支援や、施設外での食事など多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに正しい食習慣の習得することに向けた支援を行うことが大切です。

（３）評価の留意点

○食事に関する支援の際に、明るく楽しい食事の雰囲気を壊さない配慮がされているか聞き取りなどから確認します。

○一覧表やファイルを作成するなど、個々のこどものアレルギーがすぐ分かるようになっているかを確認します。

○こどもの発達段階や課題を把握したうえで習得するべき食習慣を決め、それが習得できるように支援しているか聞き取りなどから確認します。

○食に関して課題のあるこどもへの支援について、記録などから確認します。

○スーパーやコンビニエンスストアの食材や惣菜類を購入したり、外食などの食の体験を広げている取組も確認します。

# Ａ－２－（２）衣生活

# Ａ⑪　Ａ－２－（２）－①　こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。  ｂ）こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しているが、十分ではない。  ｃ）こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援をしていない。 |

評価の着眼点

□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。

□発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、こども自身でできるように支援している。

□発達段階や好みに合わせてこども自身が衣服を選び、購入できる機会を設け、個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。

□毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保され、常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。

□発達段階や課題に応じて、ＴＰＯに合わせた服装や自己表現ができるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、適切な衣服がこどもに提供されているか、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための施設による支援について評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設では、こだわりが強く同じ服を着続けたり、季節に合わない服を着るこどもや洗濯などにも独特のこだわりがあるこどもがいますが、その特性に配慮しながらも、ただ看過することなく、清潔さや季節・場面に相応しい衣服の着用に向けた支援がなされていることが重要です。

○清潔な衣服に着替え、季節や活動の目的にあった衣服に着替えられるように、体の状況に合わせていつでも着替えられる様に十分用意され、衣服を自分の領域に整理して保つことは、自分を大切にし、自己肯定感を醸成することにつながります。

○自分に似合う、好みにあった衣服を選んで購入し、ＴＰＯにあった服装をすることは、自己を表現し、主体的な生活や豊かな社会関係を作るための力になり、積極的な生き方にもつながることとなります。

○発達に応じた衣服の選択や管理、適切な購入の方法や予算に合わせた計画的な選び方など、こどもの成長にとって必要な経験・学習機会でもあります。

○発達段階に応じて、整理整頓、洗濯やアイロンがけ、衣類の補修等、こども自身でできるように支援することも大切です。

（３）評価の留意点

○衣服にこだわりのあるこどもについては、記録などから適切な支援がなされているかを確認します。

○成長に伴い体にあった衣服が、季節ごとに十分な枚数提供され、発達段階に応じて、衣服の着脱、汚れた物の着替えや天候や季節に合わせた衣服の選び方ができるよう支援しているかを確認します。

○画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限りこどもの個性にあったもの、こどもの好みにあったものを購入するような配慮がされているか聞き取りなどから確認します。

○また年齢に応じて、自分自身で選び、購入できるような機会を確保しているか、聞き取りなどから確認します。

○清潔が保たれているか、ボタンやホックの欠損、ほつれや穴などへの手当ができているか、靴下が揃っているかなど、聞き取りなどから確認します。

○靴は、履き替えや機能別の物が与えられているかを確認します。

# Ａ－２－（３）住生活

# Ａ⑫　Ａ－２－（３）－①　居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。  ｂ）居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されているが、十分ではない。  ｃ）居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮していない。 |

評価の着眼点

□居室は、自分の空間であることを認識する場であるとともに、発達段階や課題に合わせた安心できる空間となっており、リビングスペース等くつろげる空間を確保するように努めている。

□こどもの年齢や発達状況にあった、空間や家具、生活機材が用意されている。

□必要に応じて、冷暖房設備を整備している。

□居室の清掃や補修など、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。

□防犯のためのオートロックや防犯カメラなどを設置している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○こどもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方を改めて見直してみる必要があります。

○居住空間は、安心してくつろげる場であると共に、プライバシーに配慮された自分自身を保つ場としても重要です。

○また、清潔で、安全が確保されていること、損壊部分についての補修ができていることは、こどもたちの心の安定にとって重要です。

○個々の居室を決定する際には、こどもの特性や組み合わせに配慮して、安心できる生活の場となるように配慮することが必要です。

○児童福祉施設においては、不審者や外部からの不当な侵入者からの防犯のための設備を設置することが求められています。

（３）評価の留意点

○プライバシーが確保されるよう居室が個人的な空間となるように工夫されているかを確認します。

○こどもの私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備しているかを確認します。

○くつろげるリビングスペース、学習室、外遊びの空間など、目的にあった多様な場が用意されているかを確認します。

○トイレや洗浄便座、洗面所、風呂等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮しているかを確認します。

○施設全体が清潔に保たれ、補修や安全管理などが適切に行われているかを確認します。

○こどもの安全を確保するために、死角となる場所やや空き室の管理などへの配慮ができているかを、確認します。

○施設の防犯などの日頃の取組について確認します。

# Ａ⑬　Ａ－２－（３）－②　発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。  ｂ）発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援はしていない。 |

評価の着眼点

□居室の整理・整頓、掃除の習慣や洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理などの生活習慣を身につけられるよう支援している。

□戸締り、施錠の習慣や、電灯、エアコンなどの操作を身につけられるように支援している。

□自分の部屋や共有空間についての様々な工夫についてこどもの意見を取り入れている。

□掃除機や洗濯機、ドライヤーや電気髭剃り等の生活に関わる機器の使用に配慮している。

□建物・設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準は、発達段階や課題に応じた居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援について具体的な取組を通して評価します。

（２）趣旨・解説

○自分の部屋を清潔に保ち、整理整頓することは、自分を大切にし、自分らしさを保つと共に自分の生活を自らのコントロールのもとに行う力を養うことにつながります。また、小さな補修や改善の工夫を職員と共に行うことは、自尊感情や主体性への働きかけともなるとも考えられます。

○共有空間を清潔に保ち、大切に扱うことは、こどもたちがお互いを尊重し配慮することを醸成すると共に、自分も大切にされていると実感することにつながります。

○支援に当たっては、職員がこども一人ひとりの発達状況等を正しく理解した上で、時間をかけて行うことが求められます。あわせて、こどもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。

（３）評価の留意点

○居室の整理・整頓、掃除・ごみ処理の習慣を身につけられるよう支援しているか、日課などの書面や聞き取りなどから確認します。

○こどもの発達段階や課題にあわせて、戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援しているか、また電灯のスイッチやエアコンの操作、空気の入れ換えなど生活技術として必要な支援をしているか聞き取りなどから確認します。

○居室や共有空間の家具の配置や飾り付け、改善に向けた工夫などについて、できるだけこどもたちの希望や意見を反映する努力をしているか聞き取りなどから確認します。

○居住空間など建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮しているか聞き取りなどから確認します。

# Ａ－２－（４）　健康と安全

# Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。  ｂ）発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。 |

評価の着眼点

□こどもの発達段階や課題に応じて、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員が適切に把握している。

□洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。

□こどもが自分の体調について注意を払うように支援し、体調について相談しやすいように努めている。

□こどもの発達段階や課題に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。

□こどもの交通事故防止など、様々な危険から身を守るため、交通ルールや外出時の注意点、緊急時の対応の仕方等について日頃からこどもに教え、準備をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、発達段階に応じてこども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

（２）趣旨・解説

○被虐待のこどもは、自ら体の不調やけがなどについて、自ら訴えることを知らない、できない場合があります。自分の健康についての気づきや相談、訴えなどができるよう日常的に注意深く観察し、支援することが重要です。

○また、感染症の予防や拡大防止に向けた対応や事故防止に向けた対応についてこどもと共に学習し、予防するための取り組むことが必要です。

○身体の健康は、こどもの健全な発達の基本となります。なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

（３）評価の留意点

○排泄等の体調管理や夜尿について、職員は適切に把握し、具体的な支援や対応を行っているかを確認します。マニュアルやチェック表などによる把握や支援、医療機関との連携などについても評価します。

○発達段階や課題に応じて洗面、歯磨き、入浴、うがいや手洗い、排泄の始末など自らを清潔に保つことについて、個人の日用品の確保や特性に合わせた支援がされているか、日課の中に組み込まれているかなどについて具体的に確認します。

○こどもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っているか、交通事故の防止や外出時の緊急対応など、自分を守るための具体的な方法について日頃からこどもと話し合い、ルールを教えているかを確認します。

# Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）一人一人のこどもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。  ｂ）一人一人のこどもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。  ｃ）一人一人のこどもに対する心身の健康管理が行われていない。 |

評価の着眼点

□こどもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。

□地域の医療機関との連携により、必要な受診に即応できる体制がある。

□健康上特別な配慮を要するこどもや服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。

□薬物の管理及び服薬の手順を施設として定めている。

□受診や服薬が必要な場合、こどもがその必要性を理解できるよう、説明している。

□様々なアレルギーへの対応や、救命救急対策などについて組織的に行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、こどもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、こどもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○被虐待のこどもは、自ら体の不調やけがなどについて、気づかないことや痛みや傷つきに鈍感であったりします。自ら訴えることを知らない、できないことがあるのだとの認識のもと、日常的に注意深く観察し、早期対応することが必要です。

○継続的、定期的な健康状態や発育状態の管理、日常的な医療機関との連携や投薬管理が専門的に行われていること、可能な限り保護者等やこども自身への説明や承認が行われていることが重要です。

○職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をする必要があります。また、ＡEDの設置と共に、その使い方や救急救命に関する研修が行われていることが必要です。

○職員は、緊急性の見極めやと同時に、体調を適切に訴えられない場合や手厚いかかわりや注目を望んでいる場合など、隠れたニーズにも対応できるよう普段から研修や検討をする必要があります。

（３）評価の留意点

○すべてのこどもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。

○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。

○服薬管理の必要なこどもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。

○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等やこどもと共有しているかを確認します。

○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。

○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。

# Ａ－２－（５）性に関する支援等

# Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　こどもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）性に関する支援等の機会を設けている。  ｂ）性に関する支援等の機会を設けているが、十分ではない。  ｃ）性に関する支援等の機会を設けていない。 |

評価の着眼点

□発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。

□性被害、性加害など性に課題のあるこどもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。

□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。

□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。

□こども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、こどもの性に対する正しい理解を促すための取組や、性をめぐる不適切行動の予防・早期対応の体制が取られているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○児童心理治療施設には、性虐待、性被害など不適切な性的扱いを受けた経験があったり、特に厳しい性情報に曝されたりしたこどもたちが多く入所しています。中には性加害が問題となっているこどももいます。個々のこどもの状況に合わせて、性被害の悪影響に対する支援等を行い、適切な性の考え方への導きや不適切な性行動の予防・早期対応が重要です。

○自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として、年齢、発達段階や課題に応じて性についての支援をしていくことが求められます。児童心理治療施設には、性に関する課題を抱えたこどもが多く、より個別的な支援が必要です。

○実生活のうえでも、性加害や性被害を予防するために、人との距離や相手を尊重する人間関係や行動、プライベートに踏み込まない規範意識、年齢にふさわしい異性とのつき合い等についての日常的な配慮や支援が必要です。

○児童心理治療施設では、衝動のコントロールがうまくできず些細な身体接触が性的な衝動に結びついてしまうこどもや、他児からの誘いを断れずに不適切な関係に陥ってしまうこどもなどが多く、例えば、「腕一本離れる」というような、より細やかなルール作りなどが必要になります。

○性をめぐる不適切行動について、支配や暴力的側面が含まれていないかを見極め、適切な指導につなげることが必要です。

○日頃から職員の間でも性に関する支援等のあり方について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

（３）評価の留意点

○発達段階や課題に応じて性に関する支援等の基本的な考え方、方針が定められているか、聞き取りや書面などから確認します。

○性被害や性加害を経験したこどもなど、個々の状況、課題に合わせた支援が行われているかを記録などから確認します。

○性をめぐる不適切行動を予防するための生活のルール、配慮などを確認します。

○性をめぐる不適切行動を予防するために、ヒヤリハットの情報を活用するなど、陰での不適切行動をさせない、または早期対応するための工夫について書面などで評価します。特に、早期の職員の気づきや問題把握・早期対応の手順などについても具体的に確認します。

# Ａ－２－（６）　学習支援、進路支援等

# Ａ⑰　Ａ－２－（６）－①　学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。  ｂ）学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援しているが、十分ではない。  ｃ）学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援していない。 |

評価の着眼点

□常にこども個々の学習に対する構え、学力を把握し、それらに応じた個別的な学習支援を行っている。

□施設のこどものための分級や分校などの学校教育が用意され、日々のこどもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保され、個々のこどもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。

□静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意したり、学習支援のため、ボランティアの協力を得るなどの配慮をしている。

□進路選択に当たって、保護者等、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。

□学校で生じたこどもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応し、ケースカンファレンスには原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。

□退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、個々のこどもの学力、状況に合わせて学習支援が行われているか、学習環境の整備と個別学習支援などについて具体的な施設の取組、「最善の利益」にかなった進路の自己決定の支援の仕組み、学校と連携が取れるような仕組み（申し送りや連絡会など）、及び相互協力の観点から評価します。

（２）趣旨・解説

○学力は、社会適応を左右する重要なものです。将来の自立の可能性を広げるためにも、こどもたちの自己評価を上げるためにも、学習支援は大切な支援の一つです。

○児童心理治療施設には、軽度の知的障害のあるこどもや、学習障害を疑われるこども、持っている知的能力を十分に生かせないこどもが多く、入所前の学校生活で適応できなかったこどもが多くいます。また。新しいことやできないことに向かうことができないこどもも多く、先生に教えてもらうことをひどく嫌がるこどももいます。

○児童心理治療施設では、学校生活も治療的な経験になることを目指す治療教育を行っています。学習に向かえるように支援することから始めることが必要です。そのために、個別の特別支援ができる様々な機会が必要になります。

○児童心理治療施設のこどもたちは、治療的観点から特別に配慮された生活を送っています。学校生活をはじめとして、施設での生活と地域での生活では大きく異なります。進路選択にあたっては、学力面だけでなく生活でもうまく適応できるような進路を慎重に選び、進路決定後も決めた進路に向かって進めるようにフォローアップしていく必要があります。

○学校と施設の連携は不可欠で、治療目標と生活支援、学習支援の齟齬がないように、相互に補い合って支援できるようにする仕組みが必要です。

○こども本人だけでなく、家族、児童相談所などが連携して支援していけるように、進路選択の段階から話し合っていく必要があります。

（３）評価の留意点

○児童心理治療施設では、施設のこどものための分級、分校など学校教育が用意され、個別な支援が行われていることが望まれます。学校教育のあり方や施設での個別学習支援などの取組を、授業参観や学校のカリキュラムなどから確認します。

○こどもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保することが、児童心理治療施設には求められます。個々のこどもに合った学習ができるように、施設の中で学習できるような部屋や時間が用意できるか、個別の学習支援の機会があるかなどを、聞き取りなどで確認します。

○進路に関しては、こどもの適切な自己決定を確保するためには十分な時間と機会が必要になります。時間をかけた支援がなされているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。

○進路選択に必要な資料を収集し、必要に応じて保護者等、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、こどもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。関係者と連携を取る仕組みがあるか、実際に行われているかを、記録や職員への聞き取りなどで確認します。

○こどもの状況を相互に理解し合うために、申し送りやケースカンファレンスなどが十分に機能するように設定されているかを、会議一覧や会議、カンファレンスの記録などで確認します。

○学校で起きた問題について、協力して対応する仕組みになっているかを、職員への聞き取りなどで確認します。

○家庭復帰を目指す場合は、退所後に通う学校と前もって協議を行っているか、試験登校などの仕組みを用意しているかなどを、試験登校に関する書類や聞き取りなどで確認します。

# Ａ－３　通所支援

# Ａ－３－（１）　通所による支援

# Ａ⑱　Ａ－３－（１）－①　施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。  ｂ）生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っているが、十分ではない。  ｃ）－ |

評価の着眼点

□様々な通所プログラムを策定し、こどもの自立支援を実施している。

□在宅のこどもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。

□在宅のこどもや家族の支援として通所支援を実施している。

□必要に応じて訪問による支援を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、在宅のこどもや家族の支援として、通所措置による支援の実施状況を評価します。

（２）趣旨・解説

○通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要となります。施設によって通所による支援を行っている施設と、行っていない施設があります。

○通所は施設に通ってきて支援を受けるもので、地域のこどもたちへの心理支援が行えます。さらに、里親や児童養護施設に措置されているこどもの通所措置も可能になり、社会的養護の下で育つこどもたちの支援もできます。また、通所による支援ができれば、入所前から退所後まで治療をつなげて行うことができ、入所していたこどもたちへの支援も充実します。このように在宅のこどもたちの支援に限らず、支援の幅を増やすために、通所部門を持つことが望まれます。

（３）評価の留意点

○通所支援の状況、家庭訪問などについては、通所支援の規定や実施記録などから確認します。

○本評価基準は、行っている場合はａ）を、行っているけれども十分でない場合にｂ）を判断基準として設定しています。現状では、実際に実施している場合を積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてａ）又はｂ）を、実際に実施していない場合は評価外とします。

# Ａ－４　支援の継続性とアフターケア

# Ａ－４－（１）　親子関係の再構築支援等

# Ａ⑲　Ａ－４－（１）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。  ｂ）施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を作って、家族関係の再構築に向けて支援しているが、十分ではない。  ｃ）施設は家族との信頼関係をつくり、家族関係の再構築に向けて支援していない。 |

評価の着眼点

□施設の基本方針等に、家族への支援や家族療法等に関する基本的な考えや姿勢が示されている。

□個々のこどもに家族担当を設け、日常的な連絡や気軽な相談の窓口として活用できるよう案内し、こどもの日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を定期的に家族に伝えている。

□家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。

□こどもと家族の関係の再構築、家族再統合が可能となるように、児童相談所と協力して親子関係の修復や保護者等の養育力の向上のためのプログラムを継続的に実施している。

□こどもの家族との交流について、こどもの意思を尊重し、面会、外出、一時帰宅については、児童相談所等と協議し、個別性に配慮しながら、一定のルールや基準を定めて実施している。

□親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けて、家族支援の趣旨に沿った活用がなされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立し、家族への定期的な面接やカウンセリング、また、ペアレンティング指導や心理教育を行うなど、あらゆる側面からの支持・支援が、家族関係再統合に向けて家族支援計画をもとに行われていること、また、こどもと家族の関係づくりとその評価のために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。

（２）趣旨・解説

○社会的養護は、様々なこどもと親の問題状況の解決や緩和を目指して、それらに的確に対応するため、児童相談所、里親、施設等の担い手が各々の専門性を発揮し、連携し合って、親とともに、親を支えながら、あるいは親に代わって、こどもの発達・養育を保障していく包括的な取組です。

○平成28年の児童福祉法改正では、親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨が明確化され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第75条に児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。

○また、令和４年児童福祉法改正により、親子関係の再構築等が必要と認められる児童とその保護者を対象とし、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う親子関係再構築支援事業が都道府県の事業として制度に位置付けられました。このような事業とも連携し、親子関係の再構築に向けた支援を行っていくことが求められます。

○再構築とは、親子が安定した関係を保ち続けられるような適度な距離を見つけ維持するための支援をさします。ただし、家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援が必要です。具体的には一緒に暮らす再統合だけでなく、別に暮らしながら週末だけ家庭に外泊することで、関係を維持するようなスタイルも再構築にあたります。

○職員は、日常生活の様子や学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に定期的に又は随時知らせる必要があります。家庭との関係調整には、家庭支援専門相談員の活用が重要です。

○家族は、こどもの協働養育者であるという視点に立つことが大切です。家族関係の調整のために、家族との信頼関係づくりが基本となります。

○また第78条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。

○取組には、家族等との交流の乏しいこどもに対する配慮や、面会や外出等を希望しないこどもへの対応等も含まれます。

○家族関係の再構築に向けて、面会・外出・一時帰宅を積極的かつ効果的に行うことが重要となります。

（３）評価の留意点

○家族との信頼関係を構築するために、どのような具体的な努力がなされているかを（たとえば、電話連絡、面接や家庭訪問の実施状況等について）を確認します。

○施設として、面会、外出、一時帰宅の実施に関する取り決め（規程）があるか。また、その際のこどもの様子や家族の関係などは、どのように把握しているのかを記録の上で確認します。面会、外出、一時帰宅の際に、施設がこども、保護者等との協議の上で目標を立てているかどうかを書面などから確認します。

○面会、外出、一時帰宅後、家族からの聴取と、こどもの様子を注意深く観察して、その効果や弊害について評価するとともに、家族からの不適切なかかわりの有無についても注意を払っているかを確認します。

○学校と家族とが、授業参観や期末面談等で直接接触する機会の有無について確認します。

○家族等との交流の乏しいこどもに対する配慮や、面会や外出等を希望しないこどもに対する具体的な対応について確認します。

# Ａ⑳　Ａ－４－（１）－②　こどもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】  ａ）こどもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が積極的に行われている。  ｂ）こどもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われているが、十分ではない。  ｃ）こどもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われていない。 |

評価の着眼点

□通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。

□退所後何年経っても施設に相談できることを伝えている。

□退所者の状況の把握に努め、記録している。

□地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

（１）目的

○アフターケアは、施設の業務であり、退所後何年経っても行っていくことになっています。本評価基準では、退所後の支援が、通所機能や外来機能などを利用して、適切に行われているかを評価します。

（２）趣旨・解説

○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望まれます。

○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。

○施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。

○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報共有することも必要です。

○令和４年児童福祉法改正により、児童自立生活援助事業の対象者の年齢要件等が緩和され、都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施が可能になりました。これにより、施設退所者等が満20歳以降もこの事業を活用して同じ施設を利用し続けることが可能になりました。このような事業も活用できます。

○令和4年児童福祉法改正により、施設退所者等や自立支援を必要とする者に対し生活・就労・自立に関する相談等の機会や対象者の相互交流の場を提供する社会的養護自立支援拠点事業が都道府県等の事業として整備されました。自立支援を必要とする退所者等のために、このような事業を紹介するなどの取組が求められます。

○児童心理治療施設では、施設ごとに受け入れているこどもの年齢が異なります。こどもの年齢に合わせた自立支援を行っていくことが求められます。

（３）評価の留意点

○アフターケアの仕組みがどうなっているか、実際にされているかを、退所後の支援に関する書類や支援記録などから確認します。